

新司法修習の司法修習生指導要綱について

先の司法修習委員会において、資料 33 としておおかたの方向性についてそのご了解を得たところに基づき、その後の検討の結果を勘案して、「議論の取りまとめ」に示された司法修習の根本理念の部分を指導要綱とし、具体的、細目的な教育手法に関する部分は、別途、法科大学院における教育の実情、新司法修習の指導の実情に照らし、不断に見直しのできるものとする、という考え方を前提としている。

1 全体の構成について

総則

実務修習

分野別実務修習

選択型実務修習

集合修習

民事系科目

刑事系科目

2 総則について

(1) 司法修習の意義・理念として、

法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等を前提として、学識の深化を図り、これを実務に応用できる能力をかん養することを目的として、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させ、

法曹としての高い識見と法曹倫理を含む職業意識を身に付けさせ、法曹となるにふさわしい品位を備えさせ、その社会的使命を自覚させる

こととする。

(2) 司法修習においては、法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭による説得的な表現能力等を修得させるものとする。

(3) 司法修習は、次の課程及び期間により構成するものとする。

ア 分野別実務修習	8 か月
イ 選択型実務修習	2 か月
ウ 司法研修所における集合修習	2 か月

(4) 司法研修所及び各配属庁会の指導担当者は、相互に緊密に連絡をとり、また協議会を開くなど、実務修習と集合修習とを、相互に有機的に連携させる方策をとるものとする。

(5) 成績評価においては、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力等を基本的な評価の観点とする。

分野別実務修習においては、分野ごとに4段階の評価とし、集合修習では、科目ごとに6段階の評価をするものとする。選択型実務修習の成績評価については、別に定めるものとする。

3 実務修習について

(1) 分野別実務修習について

ア 分野別実務修習は、実務家の個別的指導の下で実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ個別修習を中心とする。

イ 分野別実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護の各分野について、それぞれ2か月ずつ実施するものとする。

ウ 分野別実務修習においては、例えば次のような指導上の工夫を行い、質、量共に修習の実が上がるように配慮するものとする。

(ア) 指導内容を、法曹に共通して求められる基本的な能力の養成に焦点を絞り、できるだけ多数で多様な事件を修習することができるようにする。

(イ) 当該分野の修習に支障を来さない範囲で、他の分野で修習した特定の事件についてその後の進行状況に応じて継続して修習させるなどして、一つの事件を継続して修習できるようにする。

エ 各分野の指導は、法科大学院における教育により修得された法律に関する実務の基礎的素養を踏まえ、具体的事件についてそれぞれの立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、裁判官、検察官及び弁護士としての在り方、心構え、使命、職責などを理解

させ、それぞれの職務の実情を理解させることを指導目標として行うものとし、各分野の主な指導方法は、次のとおりとするものとする。

(ア) 裁判

- A 通常第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事件を選択して修習させる。
- B 事件の各手続上の問題点を検討、報告させ、判決書等裁判文書を起案させて講評を加えるなどするほか、期日、合議等を傍聴させるなどして裁判の実情を直接理解させるとともに、適正かつ迅速な裁判を実現するための標準的な裁判実務を学ばせる。
- C 家庭裁判所における家事事件及び少年事件についても、実務の事件処理の実情を理解させる。

(イ) 検察

事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及び取調べの要領を中心に指導する。事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とする。公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導する。

(ウ) 弁護

主として、配属会が選任した個別指導担当弁護士の指導による。個別指導担当弁護士は、具体的事件について、訴状、弁論要旨等の法律文書を起案させて指導し、また、法廷内外の活動その他の事件処理に立ち合わせてその問題点について解説するなどして、弁護実務の実情を体験的に理解させるよう努める。

(2) 選択型実務修習について

選択型実務修習は、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・

技法の修得を図ることを旨として行うものとする。

(3) 各実務修習の指導の詳細は、別に定めるものとする。

3 集合修習について

(1) 集合修習は、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨として行うものとする。

(2) 集合修習は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目を中心として指導するものとする。

(3) 集合修習は、5科目の教官がそれぞれクラスを担当するクラス担任制で行うものとする。

(4) 集合修習においては、実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ、教官が添削した上で、講評することを中心とするものとする。

指導に当たっては、以下のような工夫をするものとする。

ア 判決書、起訴状、準備書面等といった文書だけでなく、指導内容に応じて法律上の問題点について調査した書面の起案を求める。

イ 起案の講評において、司法修習生に口頭で説明させ、あるいは討論させるなど、司法修習生が積極的、主体的に修習に取り組めるようにする。

(5) 各科目の指導は、次に掲げることを中心として行うものとする。

ア 民事系科目

(ア) 民事裁判

要件事実論を実践的、多角的に用いる能力と事実認定能力を体系的に修得させるとともに、結論を説得的に表現する能力をかん養し、標準的な訴訟運営の在り方を修得させる。

(イ) 民事弁護

弁護実務に直結した民事訴訟の基本的な知識と技法を体系的に修得させ、民事訴訟関連実務に対する理解も深めさせると共に、法律実務家としての活動開始を目前に控えた司法修習生に対し、弁護士の使命と職責や弁

護士倫理の重要性を十分に認識させ、その職務の遂行に必要な能力を修得させるため、総合的な指導を行う。

(ウ) 民事共通

民事に関する多様な法分野及び諸制度についての汎用性のある知識を習得させたり、民事訴訟の実務処理上の問題点や民事訴訟における法曹倫理等について、民事裁判、民事弁護それぞれの立場から複合的、多角的な指導を行う。

イ 刑事系科目

(ア) 刑事裁判

刑事裁判における事実認定及び訴訟手続を中心として総合的・体系的な修習指導をし、事実認定の基本的な手法と標準的な刑事訴訟手続に関する実務的な知識及び理論を確実に修得させる。

(イ) 検察

検察実務に関する知識、経験等を体系的に結合させて、検察実務に関する総合的指導を行い、法曹に共通して必要な基本的知識及び技法修得の仕上げを期する。

(ウ) 刑事弁護

事案の分析、証拠の評価、捜査・公判の各場面における弁護活動について、適正手続の理念にのっとり高度な実務能力を総合的・体系的に修習指導し、刑事手続(少年事件を含む。)における弁護士の使命と職責、弁護士倫理の重要性を理解させ、その職務の遂行に必要な能力を修得させる。

(I) 刑事共通

その性質上、刑事裁判、検察及び刑事弁護において共同して指導することにより成果が期待できる事柄について、刑事共通科目として指導する。

ウ その他

複数の科目で共同して指導することによる成果が期待される分野について、共通科目として指導することができるものとする。